

# 私と社福 社福経営サポートクラブからのお知らせ

今回は、修繕費と固定資産の判断についてお話ししましたが、今回はもう少しマニアックなお話です。  
施設の老朽化が進んできたので大幅な改築をしました。この支払について、初め約半額分お支払い、残りは工事が完了してから請求がきたとします。  
この場合・・・

5,000,000 建設仮勘定 / 預金 5,000,000  
(その他の固定資産取得支出 / 支払資金)

5,000,000 預金 / 建設仮勘定 5,000,000  
(支払資金 / その他の固定資産売却収入)

10,000,000 建物 / 預金 10,000,000  
(建物取得支出 / 支払資金)



と、仕訳をきるのが通常です。どうしても相手科目が預金の為、変な取得支出や収入がたっついてしまい収支がふくらんで見えてしまいます。だからといって・・・

5,000,000 建物 / 建設仮勘定 5,000,000

5,000,000 建物 / 預金 5,000,000  
(建物取得支出 / 支払資金)



このように仕訳をきると、今度は取得支出と固定資産増加額が一致しない為、人によっては指導監査で指摘されてしまうかもしれません(>\_<)その上この処理が年度をまたいでしまうと、より複雑になってしまい最悪です(笑)もちろんどちらの仕訳も間違いではありません!

ですが、私の場合は、確信犯的に建設仮勘定のかわりに「前払金」を使います。

この科目を使えばCFが動くことはないのですべての悩みが解消されます\(^o^)/

本来は、建設仮勘定を使用するべきですのであまり大きな声では言えませんが・・・資金収支計算書を作成する必要のある社福会計では前払金を使う方法をおすすめします!!

by.カノン

## FAGIANO 我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

昨年のお盆、北海道への家族旅行で見た札幌ドーム。。。ここで観戦してみたいな～!とっていたら、なんとお盆にアウェイ戦!!  
今年の家族旅行も、北海道で決まりです!  
さあ、札幌ドームで叫んでくださいよ!  
「ファジアーノ!」



by.えびぎ

### 8月後半・9月前半の試合スケジュール

第29節	8.15(土)	対札幌	14:00	札幌ドーム(A)
第30節	8.23(日)	対福岡	19:00	Cスタ(H)
第31節	9.13(日)	対愛媛	未定	ニスタ(A)

### SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

# SCB NEWS LETTER

いよいよ本格的な夏到来! 熱中症にご注意を~

第62号  
2015年8月  
発行

Lily~百合~

蝉の声とジリジリ照りつける太陽が眩しい8月がやってきました!!  
さて、創明コンサルティングブレインは、8月12日(水)、8月13日(木)、8月14日(金)をお盆休みとさせていただきます。よろしくお祈りいたします。  
では、8月号のSCBニュースレターも暑くまいりましょう!!



今回のテーマ

## 会社法改正で創設された 新キャッシュ・アウト 制度って?

今回は、事業承継対策で大切な、**少数株主の株式買い取り**についてのお話です。

中小企業では、所有と経営を一致させ、経営を安定させることがとても大事です。株主が分散している場合、お金を支払って、少数株主から株式を買い集めることが必要です。これを**キャッシュ・アウト**といいます。会社法では、単純に金銭交付型の株式交換を行えば、少数株主に現金を交付することにより、100%子会社化が可能です。しかし、税務上は、株主に現金を交付すると、非適格株式交換となって、会社に対して時価評価課税が行われるため、実務上活用されていませんでした。

また、株式併合により、少数株主の株式を端数株式にして、株主から退出させる方法もありますが、反対株主の株式買取請求権が認められておらず、強行すると株主総会決議が取り消されるリスクがあることなどの理由で、こちらも実務上はほとんど利用されていません。

そこで、実務では「全部取得条項付種類株式」を用いる方法が活用されてきました。これは、全部取得条項付種類株式を取得し、端数株式の売却代金を少数株主に交付する方法で、会社に対する時価評価課税も回避できます。ただ、株主総会の特別決議が必要など、時間とコストがかかるデメリットもありました。

今年の5月1日から施行された改正会社法では、「**特別支配株主の株式等売渡請求**」という制度が新設されました。これは、90%以上の株式を保有する特別支配株主なら、株主総会の特別決議がなくても、現金対価で少数株主から株式を強制的に買い取れる制度です。

また、株式併合においても、反対株主の株式買取請求権が認められることになりました。

	株主総会の決議	売渡株主の課税	対象会社の課税
特別支配株主による株式等売渡請求	不要(議決権90%以上)	株式譲渡損益認識	時価評価課税なし
全部取得条項付種類株式の取得	必要(議決権2/3以上)	株式譲渡損益認識	時価評価課税なし
株式の併合	必要(議決権2/3以上)	株式譲渡損益認識	時価評価課税なし
金銭交付型略式組織再編	不要	株式譲渡損益認識	時価評価課税あり

どの制度が会社にとって有利なのか、また実際の手続きなど、詳細については、**私どもSCBスタッフに、どうぞお気軽にお問合せください。**

by.えびぎ



# 活用法!

第58回目  
by.SCB経営塾

## 儲かる会社になるための 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

### 社長が読む数字の単位は?

利益計画を作成する前に、社長が読む数字の単位について説明します。経理が使う単位は、「円単位」です。当然1円までばっちり合わせる必要があります。**社長が読む数字の単位も、「円単位」なのでしょうか。答えは、「百万円単位」が正解です。**社長が借入れをするときに「円単位」で考える人はいないでしょう。

社長は、未来を考える人です。  
未来を戦略的に考えるときは、「百万円単位」で数字を読んでください。



次回は、利益計画についてみていきます。

by.カイ

## 消費税法改正

今年の暑さも格別ですね。今回はH27年4月に消費税法改正がありました。その改正についてお伝えしたいと思います。改正の一つが、リバースチャージ方式の導入になります。

**リバースチャージ方式とは**  
消費税は本来役務提供を行った(お金をもらう)者が納税義務を負います。しかしリバースチャージ方式では、役務の提供を受けた者が納税義務を負うこととなります。例えば、海外の事業者から「電子通信利用役務の提供を受けて、500円(税抜)を支払った場合、お金の動きは当然500円ですが、税込で540円分の支払をしたとリバースチャージ方式では考えます。差額の40円はどこに行くかというイメージとしては、所得税の源泉徴収と考えたらわかりやすいかもしれません。

**改正の背景としては**  
急速に普及しているインターネットによる電子商取引につき、国内の事業者が行う場合と国外の事業者が行う場合との課税上のバランスが取れていないことが従来から指摘されていました。そこで、この課税の公平性を確保するため、国外の事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子取引に消費税を課税することとなりました。内容としては次の通りです。

- 1.国内取引の判定基準の見直し
- 2.リバースチャージ方式の導入

※平成27年10月1日以後に行われる取引につき適用されます。

次回、もう少し詳しくお伝えしたいと思います。

by.ふぐ

## コラム 会社法

今月からは、会社法の話を中心に進めていきたいと思っています。

法律には代表的なものとして憲法、民法、刑法など主要なものが挙げられますが、今は会社法も大きな法律の代表的なものの一つです。少し前までは、日本には会社法という法律は存在しておらず、その代りに会社法の役割を果たしていたのが商法でした。商法は皆さんも耳にしたことがあると思いますが、商法は明治32年に改正され、現在の商法・会社法の原型となり、2005年6月「会社法」が国会で成立、2006年5月に施行されました。

ですので、会社法という法律は日本の主要な法律としては新しく、現在の目まぐるしい日本経済を鑑みると大きな改正等も入りやすい法律とも考えられます。

来月からはこの会社法のお話を中心にさせていただきます(^^\*)

by.朱莉

ぶらぶらてくてく 歴史探訪 ⑱

姫路編

今回は真夏の姫路城を訪れたときのお話です。ここ姫路城はシラサギが羽根を広げたようなその美しさから別名「白鷺城」と呼ばれる名城。平成5年には奈良の東大寺と共に、日本初の世界文化遺産として登録されています。平成の大改修を終えて、そのまばゆいばかりの白さを取り戻したお城を一目見ようと夫と共に出かけました。

このお城は南北朝時代に赤松氏によって築城されたのが始まりだが、戦乱の世がようやく終わった後、岡山城主でもあった池田輝政が改築を始め、本田忠勝の代になってようやく現在のようになく輝く建物になったらしい。この白さの秘密は総漆喰(しっくい)塗りによるものだけれど、真夏の強烈な日差しを浴びてさらに白さが際立つ。まさに圧巻の一言。

城内に入ると怪談「番町皿屋敷」の元となったお菊井戸を発見。姫路を指す「播州」皿屋敷から転じたものらしい。この井戸を撮影した夫は帰宅した翌日から熱中症?で寝込む始末。「お菊に崇られたー」とベッドの中で後悔してる様子。ちゃんとお菊さんに手を合わせて謝ってきなさい。

by.さくら

## Season by Season 寒蝉鳴



夏の終わりを告げるかのように、ヒグラシが鳴いている頃。ちょうど8月中旬にヒグラシが日の出前や日没後によく鳴き、終わってしまう夏を惜しんでいるかのように聞こえることを指しているようです。

実はこの原稿を書いているのは、ちょうどひと月前の7月中旬です。今朝、この夏始めて蝉の抜け殻を見つけました。ここ10年くらい毎年庭でたくさんの蝉が羽化しています。なかなかお目にかかれませんが、早朝にやわらかな薄緑から徐々に羽を伸ばす姿は言葉を失うほどきれいです。

蝉の合唱で目が覚めるのはうれしいことではありませんが、羽化する姿を思えば我慢もできるかな(^^\_^^)ヒグラシの声を心待ちに、夏を乗り切ろう!

by.うさぎ